

第3 付議事件

- 議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
- 議案第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第42号 総社市所有公共用財産の用途廃止に伴う意見について
- 議案第43号 地域計画変更に係る意見聴取について
- 議案第44号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第45号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について
- 報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
- 報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第11回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、欠席0です。そして農地利用最適化推進委員が11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願います。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、審議等の進め方について申し上げます。まず、議案第39号から議案第44号について、農地担当の秋山委員に審議をお

願いいたします。その後、議案第45号について、農政担当の林委員に審議をお願いいたします。その後、報告第29号から報告第31号を農地担当の秋山委員をお願いいたします。それでは秋山委員、よろしく願いいたします。

【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第39号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局願います。

(主事) **【議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号68番】

(農地担当) それでは68番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) 受人が今の渡人の土地を管理しているというような状況でございます。これは割田ですが、もう1枚の田を受人が管理されておまして、渡人は相続登記の関係ということで、受人の方へ譲って管理してもらうという状況でございます。地元といたしましては問題ないので、審議の方よろしく願いいたします。

(農地担当) 長代推進委員、補足があれば願います。

(長代委員) 補足はございません。よろしく審議のほど願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号69番・70番】

(農地担当) 続きまして69番、赤浜の件ですが、続く70番と関連がございますので一括審議とさせていただきます。それでは69番、70番共に赤浜の件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 渡人の方が小作をされている方に売られるということで、今回この案件があがっております。詳しいことは地元委員の高尾委員にお願いしたいと思います。

(高尾委員) 渡人が作ってもらっていた田を受人に購入してもらいたいという件なのですが、渡人は昔から受人に農地を貸していたということで、農地を買ってもらうことになりました。受人は会社の役員で、●歳の年で大工と農業をしています。農業は農繁期だけ、家族と会社の社員3名でやっているそうです。それで、ライスセンターも受けてやっているそうです。息子さんは亡くなっているの、後、誰が農業するのかと思ったら、お孫さんが近くへ家を建てたので農業をするそうです。機械等の所有状況はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ3台、乾燥機3台。農業に従事する者3人、農業歴●年、農作業の従事日数●日。周りが農地なので周辺地域への影響はありません。69番は以上でご審議よろしくお願ひします。次に、70番、これも同じように、受人が渡人の土地を借りて作っていたのをこの度購入したいとのことです。受人は、会社で夜勤仕事をしているそうです。農業は農繁期だけで、家族と親戚に手伝ってもらって●町ぐらいやっているそうです。機械等の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、軽トラック1台、粃すり機。農作業に従事する者2人、農業歴●年、農作業従事日数●日。これも周りが農地なので、周辺地域の関係は問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。69番・70番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号72番】

(農地担当) 続きまして72番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) 受人の市内の実家の庭で、現在は両親と一緒に野菜、果樹を栽培していますが、手狭になったということで、自分の農地を持って子育てをしながら、将来は子供と一緒に柑橘類の果樹や自家用野菜を栽培したいということでした。農地管理につきましては、草刈をして周囲には迷惑をかけませんでということでした。チェックシートの1につきましては、最相委員の方から説明があると思ひます。地元としては特に問題ない案件と考えておりますのでよろしくお願ひします。

(農地担当) それでは最相委員、お願ひします。

(最相委員) 受人は自分の親の土地が近くにあるそうで、そこで今、野菜作り等はしておるそうです。そこが手狭になったということで、新しく渡人から購入して頑張って農業をしたいということで、結構意気込みのいい女性の方でした。子供さんたちのために農業されるというこ

となのでみんなで応援してやりたいというところです。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、72番は許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当) 続きまして73番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 実際、ずっと営農はされていない農地でございます。ただ、草管理のために全面マルチ、防草マルチを引いて管理をされておりました。受人の家のおすぐ隣の、●畝もないような農地でございます。この度、受人がそこを譲り受けて、果樹と自家用野菜等を作りたいということでございます。農業歴は、新規就農となっておりますけれども、実際、受人は自宅から●m程度のところで●畝ほどの野菜栽培をされております。その経験もおありですし、家のすぐ横でごく小さい農地で菜園的ということですので、地元として何も問題はないものと捉えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、73番は許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当) 続きまして74番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この件は、地元としては全く問題がございません。詳しくは地元推進委員でございます杉岡委員、よろしくお願いいたします。

(杉岡委員) 先月、この受人が田と畑の所有権移転を許可いただいたんですけど、その田は水が入ってこないということの説明をしておりましたら、渡人から別の農地がありまして、そこを草刈りだけしておられて、その田につきましては水路のほりですのでできますという話をしましたら、お互いに話をされて今回の案件となりました。本人と話しても、今年はやっと無理ですけど来年からはその辺も耕したりいろんなことをしてやっていきたいと。

ただ、できない場合でも、ちゃんと今までどおり草刈等はやりますということで問題はないと思います。どうぞご審議よろしくお願ひいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当) 続きまして76番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 受人が清音ではなく他の地区の方なので、その地区の農業委員ともお話をさせていただきました。●反ちよつとの面積で、桃とみかん類、野菜の栽培となっていますけど、他地区からからこちへ来てもらうっていう形になることにつきましては、十分この辺の話を事前にしなないといけないと思っています。詳細につきましては推進委員の藤井さんの方からご説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

(藤井委員) この農地は、昔は田であったものを渡人が購入した以降に造成して、レベル的には田より1m近く上がっていて、作物も若干作っておったようですが、耕運とか管理等は毎年きっちりとしておったようです。受人については、本人とあったわけでもなく詳しくは分かりませんが、地元の方で10年くらい前から親族の畑を作られていると。柑橘系とか野菜を少し作られているということで、それに魅力を感じられて少し離れておりますが、今後はJAとかサンロードに出していきたいという希望があるようですので、現状のまま維持管理をしてもらえるのであれば、周りには特に問題ないかと思ひますのでよろしくお願ひします。

(農地担当) 受人の居住地区●●地区の調査をしております。2番委員、何かあればお願ひします。

(2番委員) 先ほど藤井委員の言われたような状況でございます。本人とも話をさせていただきました。ここにも書いてあるんですが、地元にある農地、これは親の畑なんですが、ちょっと荒れていたのを、10年前から野菜等を作り、この前見に行ったら果樹を5種類ぐらい作っておりました。確かに結構なものを作っておられるなと思ひました。清音の方も見に行かせてもらったんですが、ちょっと地上げをされていて、管理はされているような感じはするんですが、本人はあそこへ桃と果樹を植えるということで、こちらから機械等は親のものを持っていくそうです。今後見守っていきたいと思ひますので、皆さんのご意見もよろしくお願ひします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 新規就農ということで、先ほど各委員からのご説明の中にもありましたように、今後しっかり見ながらということになるかなとは思いますが、それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号71番】

(農地担当) 続きます71番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) 借受人と貸渡人の関係は、姪と叔父の関係にあたります。叔父や父親が所有する農地を将来も維持管理していくために新規就農したいと考えて、借受人の自宅から●kmほどのところにある叔父の農地を1筆借りて、父親の指導を受けながら水稻栽培をするという計画です。地元としては、特に問題ない案件と考えておりますが、詳しくは剣持委員の方から説明をお願いしたいと思います。

(剣持委員) 借受人にお話を聞いて、新規就農とはなっているんですけど、当面は仕事しながら父親と一緒に勉強しながらやっていくそうです。将来的には農業1本でいきたいなどと言っていたので、とりあえず●反ほど借り受けてされるそうです。お父さんと基本的には一緒にやっていくという感じで言われていました。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号75番】

(農地担当) 続きます75番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) 使用貸借権設定ということで、●年の申請が上がっています。借受人の貸渡人との関係はお孫さんということで、おじいさんの土地を借受人が農業したいということでこの使用貸借権の申請であります。借受人は、おじいさんの畑を子供の頃から、お父さんと一緒にずっと手伝っているという地元からの話も聞いておりまして、現状は田で、これからも水

稲を作り続けると話を聞いております。地元といたしましては問題ない案件だと思っておりますのでよろしくお願いします。詳しくは大森推進委員からよろしくお願いします。

(農地担当) 大森推進委員, お願いします。

(大森委員) 8番委員から詳しく説明していただいたんで特にありませんが, 借受人は, 貸渡人の娘さんの子供さんということで, ●●市に住まれていますけど, 今まで子供の時から親と一緒に農繁期には手伝いに来られていたということで, 将来的に農業に対してお孫さんもやっていきたいなというような意思があったように思います。そういったことでの今回の申請になっているので, よろしくお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 75番は許可されました。

【議案第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きます議案第40号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【議案第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号10番・33番】

(農地担当) それでは10番, 清音柿木の件について, 5条の33番と関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 10番の周辺の状況ですが, 東が水路, 西が宅地, 南が宅地, 北が田です。転用した場合, 特に周辺農地への影響はないと思います。次に33番ですが, 東が水路, 西が畑と宅地, 南が宅地と田, 北が道路です。転用した場合, 特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員) 10番のこの土地につきましては, 実は, 自宅というか, 今は誰も住んでいないですけど, その進入路を33番の案件に伴って整備するものです。自分の本家というか家に入るところの現在の道路も少し広くしたいような考え方からでございまして, 何ら周辺農地に影響はないと判断しています。それから33番でございまして, これはずっと荒地に

なっております。自宅の東側でございまして、西の方は自分の自宅と畑、それから、北は道路、南は道路でございますし、東は川ということでございまして、この辺の農業に対する影響はないという判断をしています。審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、4条の10番の、住宅敷地の件につきましては、是正案件のため始末書が添付されております。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。10番と33番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号11番・34番】

(農地担当) それでは11番、上林の件について、5条の34番と関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 11番の周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が宅地となります。次に34番ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 最初に4条です。こちらは隣に農業用倉庫があります。その農業用倉庫の前側と南側、それと東側を農業資材置場にしたいということで申請があがっております。現況はそのとおりでございます。用水は必要ございません。排水につきましては、雨水は既存桝へ接続し排水します。生活雑排水は出ません。建物は建てないので影響はございません。北側は既存の擁壁により土砂の流出が防止されており、現状の地盤の高さで利用するということが問題ございません。色々なものが置いてありましたので片付けてもらいました。農地周りの影響はないと思いますのでよろしく申し上げます。次の5条ですが、これは娘さんがこちらの方へ農家住宅を建てるということで、この土地の所有者はお母さんになります。この娘さんは1年ほど前に農家住宅でないとダメだということで、お母さんより畑を所有しまして、耕作をされておりました。今回ここへ農家住宅を建てるということで申請がございました。あとは南と北に畑がありますが、こちらの方がもう用水は必要ないということで問題ないと思います。排水路につきましては既存の桝へ接続し排水します。生活排水

は公共下水へ接続します。日照，通風ですが，2階建てで●m程度のものです。周りから少し離れたところに建築し，日照，通風には支障が極力無いようにするという事です。土砂につきましては，北と南に，一部の既存擁壁により土砂の流出防止がされており，東南には境界ブロックを新設し，土砂が流出しないよう防除するという事です。周りへの影響はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが，4条の11番と5条の34番でそれぞれ異なりますので，それぞれ個別に説明させていただきます。4条の11番について，農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において，農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで，農用地と判断しています。例外許可規定として農業用施設を適用しております。続きまして5条の34番につきまして，おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ということで，第1種農地と判断しております。例外許可規定としてしましては，集落に接続して設置される施設を適用しております。

(農地担当) これらの件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。11番と34番，これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，これらは許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当) それでは12番，宍粟の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが，東が宅地，西が道路，南が田と宅地，北が水路です。転用した場合，特に周辺農地への影響はないと思います。ただし，農業用倉庫が建築済でございました。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) ここは西側がコンクリートで，南が石垣の上にコンクリートをされてきちっとされていますので，別に問題ないと思います。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが，駅・市役所等の周囲おおむね300m以内の区域にある農地ということで，第3種農地と判断しています。なお，本件につきましては，是正案件のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きます。議案第41号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号26番】

- (農地担当) それでは26番、福井の件ですが、これは先月総会において保留とさせていただいた案件でございます。その後追加調査を行いまして、今月の総会に上がってきております。なお、今月の総会にあたりまして、再度現地調査の方もさせていただいておりますので、その報告も兼ねてお願いいたします。それでは26番福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 現況は東が田、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地への影響は無いものと思われまます。
- (農地担当) それでは、地元委員の説明をいたします。先月総会にかかりましたこの案件でございますが、露天資材置場という中で、当該農地の方に問題はないんですけれども、その農地へ至る、進入への道の方が狭いのではないかとというご質問もありまして追加調査となりました。受人へ聞き取りを行いましたところ、あくまで通れる軽トラック等で搬入搬出等を行うということでございました。その話もありますので、問題ないものと思っておりますが、地元推進委員の茅原委員からもご意見いただければと思います。
- (茅原委員) 当案件ですけれども、前回から引き続きになりますけど、進入路の件についてお尋ねがありまして、再度私の方もまた確認させていただきました。現況としましては、割と広くて、2トン車でも3トン車でも入れそうな幅はあるんですけど、実際には地図上で道は1.5m幅しかなくて、現況はその隣の田が勝手に今ちょっと土を入れられて上がった状態になって広く見えているような感じで、その道であるべき1.5mのところには、アスファルトが入ってしまっていて、それでちょうど1.5m幅であります。資材置場ということで、進入とか搬入については軽四トラックで行うということで、大体幅が1.5mなのでギリ

ギリではあるんですけど通れないことはないのと、車両の軌跡図等の提出を再度していただいて、軌跡図どおりで行っても十分入れます。いずれにしても、隣の田には迷惑がかかることはないと思いますので、周りの営農上、問題は無いと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、車両軌跡図の提出と、土地利用計画図の修正をお願いしまして提出いただいております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号31】

(農地担当) 続きまして、31番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたしますが

(6番委員) この件につきましては、東が田、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) 受人と渡人の関係ですが、受人のお父さんと渡人が友人ということです。受人の勤務先が●●市で、実家が●●市ということで、その中間地点でどこかいい土地はということで話をしていたら、渡人が所有する畑はどうですかということで、今回話が進んで家を建てることにしました。場所的にも非常にいい所にありますし、別段問題ないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

(農地担当) 竹内推進委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 特段、申し上げることはございません。受人のお父さんは、非常に渡人と仲が良く、農業とかをですね、受人のお父さんが来て、ちょっと手伝ったりするような関係でございまして、そういった関係から土地をお譲りするっていうようなことも聞いております。よろしく願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32番】

- (農地担当) それでは32番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南は道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。ただし、既に露天駐車場として造成が行われていました。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) 現況は今言われたとおりです。雨水排水は、申請地内の勾配でもって沈殿槽で集水し、既存の水路に放流します。生活排水は発生しません。日照、通風は露天駐車場のため問題がないと思います。土砂の流出等は、境界部分にはブロック擁壁を設置し、隣接地への土砂が流れないようにしており、別に問題はないです。始末書も提出されていますのでよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、本件につきましては、是正案件のため始末書が提出されております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号35番】

- (農地担当) それでは35番、富原の件についてでございますが、ちょっと説明がございますので事務局お願いできますでしょうか。
- (主事) こちらの件は、当該農地が令和●年●月総会にて、自己住宅として転用許可申請、5条申請で出ております。こちらについては、その●月総会で許可になりましたが、転用目的が整体院兼用住宅に変わったことにより取り下げとなりました。改めて整体院兼用住宅の

転用目的にて今回再申請となったものです。

(農地担当) それではこの件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路と宅地、西が水路、南が水路と宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) 先ほど現地調査の結果報告がありましたとおり、周辺はそのとおりでございます。ここは●●小学校の北東の位置にあたりまして、小学校から●m足らずのところ、全部で5戸建てられる区画として、最後に残った1区画であります。先ほどご案内ありましたとおりの位置関係になるんですが、特に問題になるようなところではありませんし、農地としては、東側はちょっと細い道路ですけれども、それを挟んで畑があり、それから北側に畑と言いますか、果樹があって下はかなり草が生えているような状態なんですけど、そういう位置関係にありまして、最後に残った1区画に建てられるというところでございますので、周辺の農地への影響ということは特に考えられるようなことがございません。それから排水等に関しまして、西側にも南側にも水路がありまして、雨水、生活雑排水につきましても最終的にはその水路の方に流していくというところですし、特に雑排水につきましては浄化槽経由で流しますので特に問題ではないかなと思います。農地への影響はなしと判断しております。

(農地担当) 澁江推進委員、補足があればお願いします。

(澁江委員) 補足はありません。審議のほどよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番】

(農地担当) それでは36番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (2番委員) この案件ですが、水路と管理通路ということで申請が出ております。申請地は今、みかん等が植わっておりますので、工事をされる時にそちらを動かしてもらって、渡人の土地に移転するという約束ができています。また、東側に水路を付けまして、隣地の下を通しまして、北側にある水路に排水させるということです。埋め立てもせず同じ高さになりますので、雨水につきましては沈殿させ、側溝をつけた場合にはそちらの方へ流すということで周りへの影響はないと思いますので、ご審議の方よろしく願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。

【議案第42号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きます議案第42号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第42号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号2番】

- (農地担当) それでは2番、用途廃止申請についてですが、今回、美袋で1件出てきております。それでは地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この道路を申請人以外が通ることはないので、差し支えがないと思います。詳細な説明につきましては、大月推進委員より説明があります。
- (農地担当) それでは大月推進委員お願いいたします。
- (大月委員) この申請地ですが、北を伯備線が通っておりまして、南は市道となっております。それで申請人の本社とこの度建てた倉庫の間に、約●cmぐらいの通路が北から南に通っているだけで下には何も入っておりません。ということで、他の方には一切支障が無いと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- (農地担当) ただいま説明がございましたこの件につきまして、何かご意見がございますでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 無いようですので、今回、用途廃止しても周辺営農上問題はないと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【議案第43号 地域計画変更に係る意見聴取について】

(農地担当) 続きまして議案第43号、地域計画策定に係る意見聴取について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第43号 地域計画策定に係る意見聴取について朗読】

令和7年9月総会で、議案第33号農業振興地域整備計画の変更等についてにおいて、農振農用地からの除外申請に対する農業委員会としての意見を上げさせていただきましたが、その農振除外の申請が出ておりました地番につきまして、地域計画への反映を行う、地域計画変更案について示したものがこちらとなります。別添資料の表裏カラーコピーの2枚が地域計画変更案で、変更前と変更後を記したもので、付随するカラーコピー用紙につきましては、今回の反映後の地域計画の図面となります。

(農地担当) ただいま事務局から説明ありましたが、従来の地域計画のところから、9月総会でお話させていただきました農振除外の筆の変更をかけたものとなっております。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、今回の変更に関しまして原案通り承認としてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは原案通り承認とさせていただきます。

【議案第44号 農用地利用集積等促進計画について】

(農地担当) それでは、議案第44号、農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第44号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【1番委員、3番委員、10番委員、12番委員、14番委員、竹内委員 退席】 午後2時39分

(会長代理) それでは、農地担当も退席されましたので、代わりまして私の方で進行させていただきます。それでは改めて、議案第44号の農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第44号 農用地利用集積等促進計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積等促進計画についてですが、何かご質問がございましたらお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【1番委員, 3番委員, 10番委員, 12番委員, 14番委員, 竹内委員 入室】 午後2時42分

【議案第45号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当) それでは、議案第45号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第45号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について説明】

(農林課) 【議案内容説明】

(農政担当) ただ今、事務局から説明がありました、対象者3名について審議したいと思います。最初に、●●さんについて審議いたします。補足説明がありましたらお願いします。

(6番委員) 先ほど説明のありました●●さんにつきましては、●組合へ所属されておりまして、本人名義の農地も既に所有されておりまして、そして、さらに規模拡大意欲を持っておられます。農業の担い手の少ない中で●歳と若く、地域農地を永く守っていただける方と考えておりますので、ご審議をどうぞよろしくをお願いいたします。

(農政担当) 今の説明等につきまして、何か質問等はありませんか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、●●さんにつきましては、農業委員会の意見として適当であると回答をいたします。次に▲▲さんについて審議いたします。補足説明がありましたらお願いします。

(8番委員) この方は、●●組合に所属をされておりまして、こちらの方で農業研修を2年間ほどされているようでした。地元の組合にも馴染んで、組合活動を順調にやっておられます。この度、ハウスを建てられまして園地の拡大等にも取り組んで、農業経営に積極的に取り組ん

でいる姿を私の方も拝見をすることが多くありました。地元といたしましては、問題なく地元で学びをこれから頑張ってくださいの一員であると思いますので、ご審議の方よろしくお願ひします。

(農政担当) 今の説明等につきまして、何か質問等はありませんか。

(14番委員) この方は就業が令和7年となっていますが、このぶどうに販売数量的なものが出ているとなれば、これは園地の成木を引き継いでやっているという風に見て、それを今度ハウス化にして加温にするという風に理解すればよろしいですかね。

(農政担当) 農林課、お願ひします。

(農林課) 成木を引き継いで、今現在されているということで間違いありません。ハウス栽培については、今現在作られている成木が、10年木で老木でありますので、植え替えをされた後、加温栽培をされる予定になっております。

(14番委員) 令和7年度の販売数量と所得、販売額が出ているということは、この夏に収穫を、1月就農でその後収穫に携わったということで理解すればいいんですね。

(農林課) はい、大丈夫です。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であると回答をいたします。最後に■■■さんについて審議いたします。補足説明がありましたらお願ひします。

(3番委員) この方ですが、2年間の研修期間を経まして、本年5月に就農をいたしております。就農後、●●組合に所属いたしまして、まだ初年度ですので、実際収穫はないんですけども、既に●町強の農地植え付けは済んでおりまして、育成を進めているようなところでございます。来年度から少量ではございますが出荷が始まるというような状況でございまして、地域を盛り上げるような活動にも参加しておりますので、よろしくご審議いただければと思います。

(農政担当) 今の説明等につきまして、何か質問等はありませんか。

(14番委員) ●●さんの販売数量と■■■さんの販売数量、●●さんは反当●kgで■■■さんは反当●kgとなっているんですけど、これはどういう風に理解すればいいですかね。

(農林課) ●●さんについては、ご本人からこのぐらいの販売数量を目指していかれるということでお伺いしております。現在、●aの成木で少量の数量を上げられているみたいなんですけども、残りの●aについては、今後、木の育成を行っていくということで販売数量も少なくなっております。■■■さんに関しまして、指導センター等の指導等も加味して、このぐらいの、5年後にはこのぐらいの販売数量があがるだろうということで、この数量とさせていただきます。

(14番委員) 3番委員さん、反当●kgも取れますか。順調にいけば取れると思うんですけど、どの

ような計算方式なのかなと思いつながら。

(3番委員) ■■さんの場合、うちの組合に所属なんです、うちの作り方だとそこはいきます。ただ5年目ですので、実際成木になったらもう2tぐらいはいくんですけども、実質5年目でいくとその程度だろうとは思っております。決しておかしい数字ではないと思っております。

(14番委員) これだけの数量目標を答えておりますので、しっかり技術的にご指導いただいて、立派な担い手になってほしいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(農政担当) 他にご意見、質問がある方がおられませんでしょうか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第5条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であると回答をいたします。

【報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第29号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第30号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第30号 報告書について朗読】

【報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第31号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第31号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 30ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が9件、4条関係が3件、5条関係が7件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。地域計画変更に係る意見聴取について、また、農地利用集積等促進計画については、特段の意見無しとして原案どおり承認といたします。また、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について、3名の方に対し適当であると回答いたします。以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時23分